

岩手県立磐井病院テナント事業者（テレビ付き床頭台営業）公募に係る照会への回答等について

岩手県立磐井病院長 佐藤 耕一郎

本書は、医療局不動産管理規程に基づく不動産使用許可によるテナント事業者を選考するにあたり、応募予定者の公平性や選考の透明性を高め、同一条件下で営業計画書を策定していただくため、先に開催した説明会で「岩手県立磐井病院テナント営業募集要項」等資料に関する質問事項、現地説明時の質問事項及び説明会終了後に寄せられた照会事項に関して、現時点において可能な限り回答するものである。併せて、説明会で補足説明した事項等についても明示するものである。

なお、今回のテナント事業者公募に関して、営業計画書を作成することと直接関係しない照会等に対しては回答しないものであること。また、本書に記載した内容によりテナント事業者として決定した後の営業環境等を担保するものではないことをご承知願います。

【テナント説明会での質疑応答について】－ 当日回答したことに加え、補足等をしております。

1 問、 様式3 営業実績及び出店状況について、記載する範囲は県内の実績のみとなるでしょうか。

答、 全国での実績について記載が可能です。ただし、例えば営業所単位として出店及び営業申請する場合については、営業所としての実績のみが記載可能となります。

2 問、 テナント営業に係る個別条件及び別紙 岩手県立磐井病院テレビ付き床頭台営業仕様書について、入れ替え対象の床頭台台数の記載が無いが、病床数で判断すればよろしいでしょうか。

答、 岩手県立磐井病院テナント営業募集要項の4 テナントの場所、面積に記載されている台数が入れ替え対象の台数となります。

3 問、 入れ替え対象として記載されている台数には、予備機は含まれていないという認識でよろしいでしょうか。

答、 お見込みのとおりです。

4 問、 岩手県立磐井病院テナント営業募集要項の5 応募書類の提出等（3）について、出店及び営業計画書の記入欄が不足する場合は、任意の様式で追加提出可能とありますが、両面印刷の場合は、上限2枚まで提出することが可能ということでしょうか。

答、 お見込みのとおりです。

5 問、 化学療法室の床頭台について、病室と異なる床頭台を提案してもよろしいでしょうか。

答、 構いません。提案する場合は、様式2-4 出店及び営業計画書のその他提案等の欄を使用してください。